

認定申請

(小規模事業者持続化補助金公募要領に基づく認定)

対象 新型コロナウイルス感染症による経営上の影響により経営の安定に支障を生じている小規模事業者の方

認定要件

次に該当すること。

新型コロナウイルス感染症に起因して、その事業に係る当該感染症の影響を受けた後、原則として令和2年2月から各回申請締切日までの任意の1箇月間の売上高が、前年同月に比較して10%以上(コロナ特別対応型は20%以上)減少していること。なお、創業から1年未満の場合は、令和2年2月から各回申請締切日までの任意の1箇月間の売上高が、その直前3箇月(例えば、令和2年4月を任意の月とした場合は、令和2年1月から3月まで)の売上高平均と比較して10%以上(コロナ特別対応型は20%以上)減少していること。

認定を受ける効果

小規模事業者持続化補助金採択審査時に「新型コロナウイルス感染症加点」が付与されます。

No.	法人	個人
1	A 申請書----- 2枚(所定の様式で同じものを2枚) ※法人の方は法人実印を、個人の方は代表者実印をご持参ください。実印を持ち出すことができない場合は、認定申請書上部に捨印を押印してください。 B 売上高一覧----- 2枚(所定の様式)	
2	商業登記履歴事項全部証明書のコピー ※原本を提示のこと(発行日から3か月以内)	
3	売上高を確認できる書類 1 創業1年以上の場合 ① 令和2年2月から各回申請締切日までの任意の1箇月間の企業全体の売上げ明細がわかるもの ② ①に対応する前年同月の売上げの明細のわかるもの 2 創業1年未満の場合 ① 令和2年2月から各回申請締切日までの任意の1箇月間の売上明細がわかるもの。 ② ①で選択した任意の月の直前3箇月(例えば、令和4月を任意の月とした場合は、令和2年1月から3月まで)の売上げ明細がわかるもの。 (例) ○ <u>R2年任意の月の1か月分の月次の試算表又は売上台帳のコピー等及び対応する前年度同月又は直前3か月分の月次の試算表又は売上台帳のコピー等</u>	

認定書の発行 申請書を受理してから認定書を発行するまでに数日かかります。

問い合わせ先 目黒区産業経済・消費生活課 中小企業振興係 TEL 3711-1134(直通)